

香川県条例第30号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(就農支援資金特別会計)</p> <p>第3条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の規定による青年農業者等育成センター及び融資機関に対する就農支援資金の貸付業務に必要な資金の貸付事業並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定による農地保有合理化法人に対する農地保有合理化事業に要する費用に充てる資金の貸付事業の経理を明確にするため、就農支援資金特別会計を設置する。</p>	<p>(農業改良資金特別会計)</p> <p>第3条 農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の規定（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第11条第1項及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第8条第1項の規定により適用する場合を含む。）による農業者等、認定中小企業者及び認定製造事業者等に対する農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付事業、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定による農地保有合理化法人に対する農地保有合理化事業に要する費用に充てる資金の貸付事業並びに青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の規定による青年農業者等育成センター及び融資機関に対する就農支援資金の貸付業務に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため、農業改良資金特別会計を設置する。</p>

附 則

- この条例は、平成22年10月1日から施行する。
- 改正前の第3条に規定する農業改良資金の貸付事業の経理については、改正後の第3条の規定にかかわらず、同条に規定する就農支援資金特別会計において行うものとする。